

3. 審議事項

(2) 個別占用案件の中間報告【審議資料2】

【中間報告】

- ① 新家子ども広場 (尼崎市)
- ② 藻川河川敷公園 (尼崎市)
- ③ 猪名川河川敷公園 (尼崎市)
- ④ 猪名川河川敷緑地 (伊丹市)
- ⑤ 天津緑地 (伊丹市)

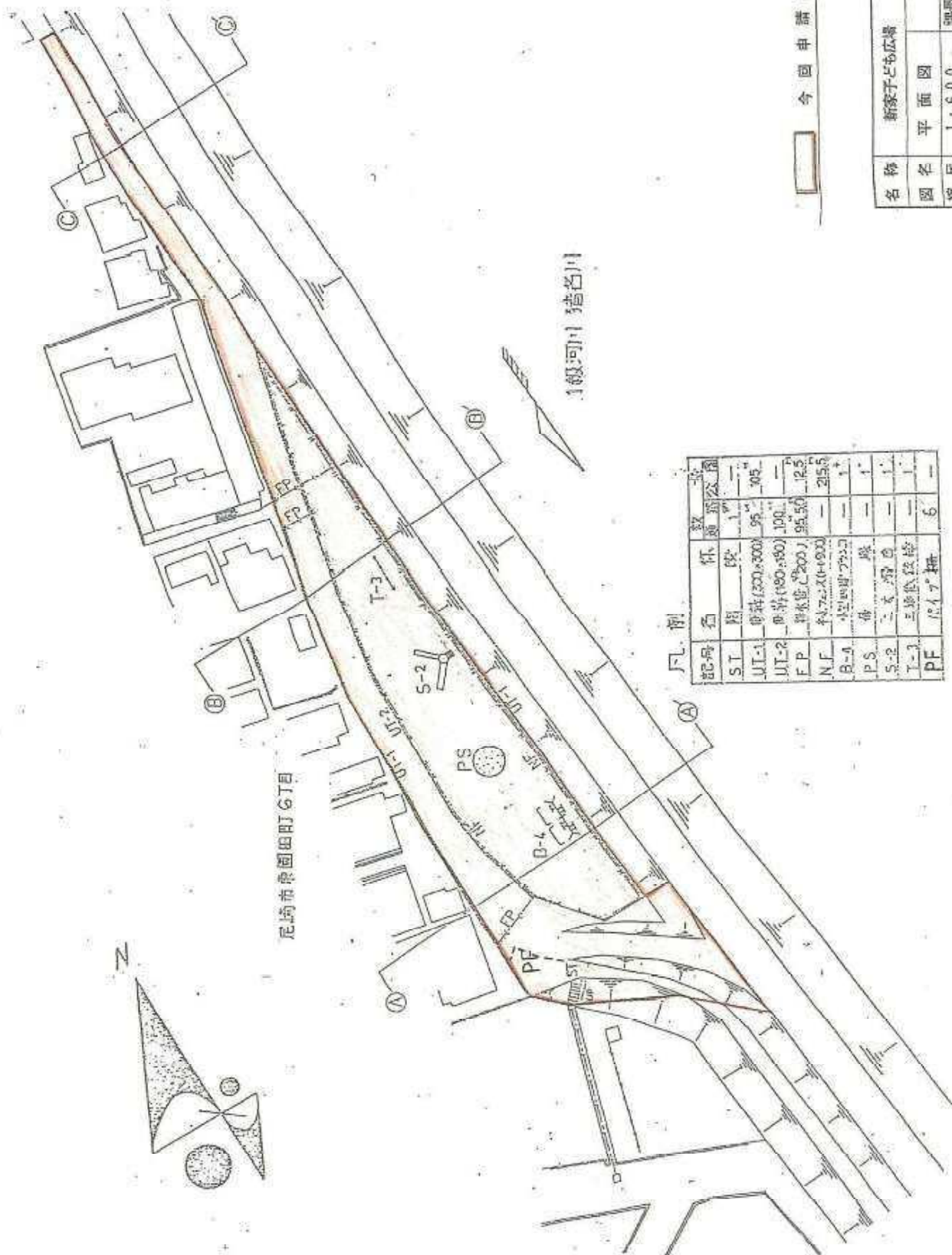
個別占用案件のカルテ（中間報告）

① 新家子ども広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	新家子ども広場			【令和元年度第1回委員会意見】 ① 申請書への“通路”の追記については、【目的】だけではなく【態様】についても追記するべきである。 ② シュロ、トウネズミモチは伐採され問題ないが、残った切株もできるだけ速やかに撤去して頂きたい。 ③ 外来種伐採後の緑の確保について配慮してほしい。 ④ 地表面の管理は良好で、地元感謝する。 【更新時点での尼崎市回等】 ① 申請書の別紙工作物一覧を更新いたします。 ② 検討致します。 ③ 現在の状況で見通しもよく適切に管理できているので 現時点では植栽する予定はありません。 ④ 当課としても感謝しています。	
2.今回申請種別	中間報告				
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 1.6k+60m~1.8k-10 付近 目的：公園及び通路 占有面積：2,373.71 m ² 工作物：三連低鉄棒、小型四連ブランコ、砂場、二方すべり台、通路等				
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和45年 4月 8日 <前回更新許可> 令和 元年12月 9日 <許可期限> 令和 6年10月31日				
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり				
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもののみ記載)	8.処理			・令和元年委員会の指摘事項に対する尼崎市の報告を受け、更新を許可した。	

<補足>・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み ①.~⑤.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



凡 例

記号	名 称	数 量	備 考
ST	野 地	1	ニギハヤヒ公園
UT-1	男 用 (300×300)	95	105
UT-2	女 用 (180×180)	100	—
EP	中央広場 (200×200)	95.50	12.5
PF	プレイアーク	—	215.5
PS	遊 楽 場	—	1
S-2	こども砂 倉	—	1
T-3	ミモロ松	—	1
PF	プレイアーク	6	—

今回申請区域

名 称	新築子ども広場		図 面 番 号	
図 名	平 面 図	年 度	課 長	主任 係員
縮 尺	1:600			
尾崎市土木局				
公 園 課				

現況写真



①通路も含めた占用地の全景（下流側より）



②公園内全景（下流側より）



③公園内全景（上流側より）



④利用ルール注意看板の状況



⑤利用ルール注意看板の状況



⑥シュロ等の伐採後の切り株の状況

取組状況報告書 新家子ども広場(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R1 年度第1回)	許可時の市の回答 (R1 年12月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	申請書への“通路”の追記については、【目的】だけではなく【態様】についても追記するべきである。	申請書の別紙工作物一覧を更新いたします。	申請書の別紙工作物一覧を更新済みです。		
2	シュロ、トウネズミモチは伐採され問題ないが、残った切株もできるだけ速やかに撤去して頂きたい。	検討いたします。	今年度撤去予定です。		
3	外来種伐採後の緑の確保について配慮してほしい。	現在の状況で見通しもよく、適切に管理できているので現時点では植栽する予定はありません。	現時点では植栽する予定はありませんが、今後検討していきます。		
4	地表面の管理は良好で、地元に感謝する。	当課としても、とても感謝しています。	引き続き、地元には良好な管理を求めている。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

② 藻川河川敷公園（尼崎市）

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真		
現在の 利用形態	テニスコート2面、広場				
占用面積	5, 374. 53 m ²		付帯施設 等	移動式便所2基、移動式ベンチ2基、クズカゴ3基、車止め柵1対、テニスコート利用案内板2基他	
許可の 経緯	<当初許可> 昭和54年11月1日 <前回更新許可> 令和2年11月20日 <許可期限> 令和7年9月30日		利用者数 ・ 団体数	テニスコート利用者数 平成29年度: 4720人 平成30年度: 3844人 令和元年度: 4096人 令和2年度: 4896人 令和3年度: 7104人 公園全体利用者数:53133人(年間)	
堤内地・ 堤外地	堤外地				
周辺の 土地利用の 状況	- 堤外地は「藻川河川敷公園」として位置づけている。 - 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている。 - 右岸を占用しており、宮園橋の高架下から上流側にかけて当市が管理している藻川河川敷公園テニスコートがある。 - 隣接する堤内地は、両岸とも主に第一種中高層住居専用地域になっている。				
関連諸計画 における占 用地の位置 付け	「総合計画」では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷公園は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 「緑の基本計画」では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 - 地域防災計画では、災害時の市民の一時避難地及び大火災避難場所として機能する重要な施設と位置づけている。				
その他 特記事項	- 昭和54年11月1日に占用許可を受けテニスコートを設置して以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 - 平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、市民団体による魚とりや清掃活動などの取組が行われている。				

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 藻川河川敷公園の北東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。		
	(必要性) 藻川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。		
管理状況	(施設管理) ・ 1年間に行う雑草の除草について、占用区域・管理区域ともに4回行っている。 ・ 移動式トイレの清掃について、一週間に3回行っている。		
	(不法占用) ・ ネット等の不法占有物あり。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・ テニスコートは、市内在住者を対象に電話受付で使用の予約を行っている。 ・ テニスコートは、土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 ・ テニスコート利用者数は、各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 ・ 公園全体の利用状況は、堤防に自転車道が整備されており、ウォーキング等で公園を利用する人が少ない。		
	(駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) ・ 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。		
	(環境意識の啓発) ・ 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。		
安全への配 慮	・移動式トイレについて、軍行橋水位が一定水位に上昇すると撤去の準備態勢、撤去作業に入ることとしている。また、年一回、撤去作業の訓練を実施している。		

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占有内容			変更後の占有内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所の範囲図		管理体制		
占有内容変更による河川環境への影響				
占有内容変更後における環境保全に向けて申請者の取り組み				
その他特記事項				

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は藻川下流に位置し、水域は緩やかな流れとなっている。 ・河岸の植生は、セイダカアワダチソウ群落やクズ群落が広がるほか、センダンの群落がみられる。また、公園内はグラウンドが広がるが、周辺はシバやギョウギシバの群落が広がっている。 ・鳥類では、重要種としてイソシギ、オオヨシキリ、アオジが確認されている。オオヨシキリは対岸のツルヨシ群落で確認されている。 ・魚類は、マハゼ、ボラといった汽水魚や、潮位の影響によりオイカワ、ミナミメダカといった淡水魚も確認できる。 ・重要種として鳥類ではササゴイ、コサギ、ハイタカ、チョウゲンボウ、オオバン、コチドリ、ハクセキレイ、オオヨシキリ、アオジ、昆虫類ではヒメボタルが確認されている。また、水域には、魚類はニホンウナギ、カマツカ、アユ、ミナミメダカ、コウライモロコが確認されている
自然環境上重要な場所		・占用地周辺に分布するツルヨシ群落などは、オオヨシキリの重要な生息地になっている。 ・水際の裸地は、イソシギやタシギといった鳥類の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離: 約 10～50m ・右岸は護岸の前面が滞筋で、固定化している。 ・左岸にはツルヨシ群落等の抽水植物群落が成立するほか、ワンド環境も広がっている
	水面との 高低差	・約 2.3m

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01011	占用目的	藻川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	藻川右岸 1.6k+102m～2.2k+55m
----	-------	------	---------	------	-----	----	-------------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 下流側全景(テニスコート)



② 上流側全景と不法占用グラウンドの状況



③ 環境啓発ポスター掲示状況(移動式トイレ内)



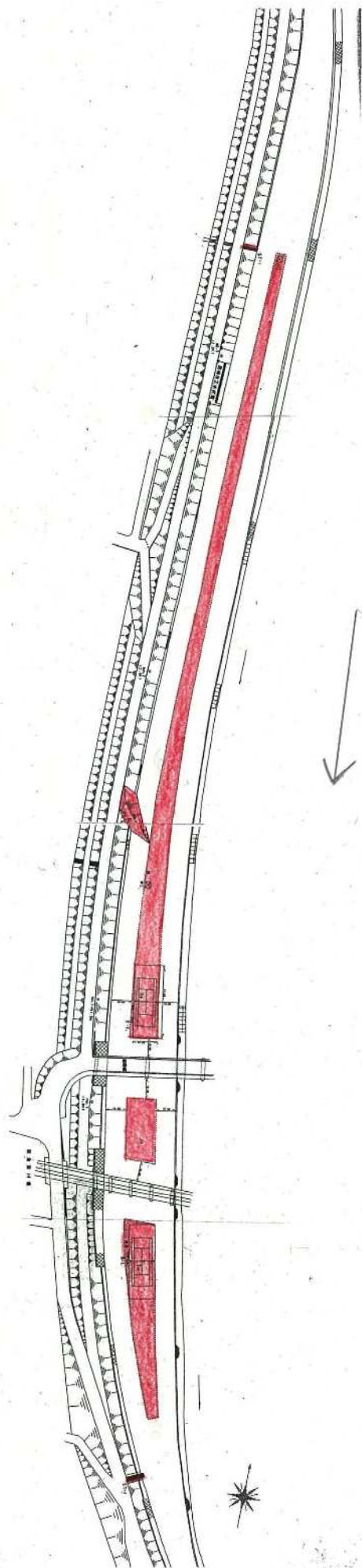
④ 利用ルールの注意看板



⑤ 低水河岸部の状況



⑥ 不法占用グラウンドと公園内の不法占用物の状況



河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	多様な品種の植生、生物が生息している	△	生物多様性の保全に関する取り組みはなされていない	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	園路や公園施設などの設置により植栽がない場所もある	△	テニスコートや園路等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない －：該当する工作物がない	×		×	テニスコート等生物多様性に配慮された構造にはなっていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	移動式便所の壁に啓発ポスターを設置している	○	移動式トイレ内に環境啓発のポスターを掲示	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	市民団体と協働であまがさき環境カレッジを開校している	○	あまがさき環境カレッジ等、河川愛護の取り組みがなされている	

生物多様性の保全・再生

■河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態 利用ル	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	○	公園を利用しながら自然観察ができる	△	川と触れ合う施設ではないが、自然観察はできる	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	△	テニスコート利用者は把握している	△	利用者の概数を把握している	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	テニスコート利用ルールや公園での禁止事項を定めている	○	禁止事項やテニスコート利用ルールが定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	○	注意看板を設置している	○	注意看板が設置されている	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	全域自由使用の公園として供用している(テニスコートは申込制)	○	テニスコートは申込制、それ以外は自由使用の公園となっている	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 一: 駐車場はない	-	駐車場なし	-	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 一: 設置の要望や計画がない	-	駐車場の設置要望なし	-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト（藻川河川敷公園）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	保護育成を業務委託している	○	公園保護育成業務委託で移動式トイレの給水や草刈り等が定められている	
		施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	保護育成に関して年間工程表を作成している	○	公園保護育成業務委託で作業の年間工程計画が定められている	
	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	占有区域にあった不法占有物件は現在撤去されている	△	コンテナ等は撤去されたが、ネット等の不法占有物件は残っている	

取組状況報告書 藻川河川敷公園(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2年度第1回)	許可時の市の回答 (R2年11月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	藻川河川敷公園地先の低水路の使用については、自由使用を逸脱していると判断されるので、河川管理者は、適切な使用を強く指導されたい。	9月27日(日)に河川管理者が指導を行った。	その後も、河川管理者より定期的に指導を行っている。		
2	低水路の使用に伴い占用地に置かれている複数のコンテナについては、河川管理者と協力して行為者に撤去を強く指導されたい。	9月27日(日)に河川管理者が指導を行った。10月5日、10月15日に市が状況確認し、できる限りコンパクトに片付けられていたが、量が減っている等の撤去に向けた姿勢は感じられなかったため、禁止看板を設置した。今後も定期的に状況確認を行い、河川管理者と協力して指導を行っていく。	河川管理者と協力して指導を行い、現在撤去済みである。		

3	ゴミ箱の適切な管理をお願いしたい。	不法占用コンテナの設置者が置いていたドラム缶のゴミ箱からゴミが溢れていた。コンテナと合わせて、撤去に向けて指導を行っていく。市が設置しているゴミ箱(移動式トイレ横)は定期的に回収を行っており、当該ゴミ箱付近はゴミが散乱していなかったため適切に管理できている。	不法占用コンテナと合わせて、現在撤去済みである。		
4	植生管理はチガヤ群落の部分的な導入等により、草原の質を向上させる努力をされたい。	チガヤは公園の供用範囲外(低水側)に植生しているため除草は行わず、特別な維持管理も行わない。	自生しているものから採取した種を部分的に播種し、経過観察する予定である。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

③ 猪名川河川敷公園 （尼崎市）

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	 
現在の利用形態	テニスコート 2 面、プレイスカルプチャー、広場			
占用面積	17,734.21 m ²		付帯施設等	移動式便所 1 基、移動式ベンチ 1 基、注意看板 1 基、クズカゴ 3 基、車止め柵 1 対、囲いポール 4 本、テニスコート利用案内板 1 基他
許可の経緯	<当初許可> 昭和 54 年 12 月 1 日 <前回更新許可> 令和 2 年 11 月 20 日 <許可期限> 令和 7 年 9 月 30 日		利用者数 ・ 団体数	テニスコート利用者数 平成 29 年度: 3188 人 平成 30 年度: 2924 人 平成 31(令和元)年度: 3932 人 令和 2 年度: 3892 人 令和 3 年度: 4292 人 公園全体利用者数:56730 人
堤内地・堤外地	堤外地			
周辺の土地利用の状況	- 堤外地は「猪名川河川敷公園」として位置づけている。 - 占用範囲と河川側との間は、雑草が生えている状態となっている - 上流側に伊丹市が占有している猪名川河川敷緑地が位置しており、下流側に当市が占有を受けている猪名川河川敷公園が隣接している。 - 左岸と右岸を占有しており、猪名川橋上流の左岸側に猪名川河川敷公園田能テニスコートが、右岸側に広場、プレイスカルプチャー、トイレなどがある。 - 隣接する堤内地は、右岸側が堤防を挟んで第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域になっている。			
関連諸計画における占用地の位置付け	- 総合計画では、猪名川河川敷公園、藻川河川敷緑地は身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響を認識し生物多様性の保全を図ることを必要としている。 - 緑の基本計画では、猪名川、藻川は都市河川として比較的豊かな自然環境を有しているため、動植物の生息環境として重要な位置づけである。また、猪名川、藻川流域は都市の親水軸として、水辺空間の確保といった観点から重要な役割を果たしている。 - 地域防災計画では、災害時の市民の重要な一時避難地として機能する重要な施設と位置づけている。			
その他特記事項	- 昭和 54 年 12 月 1 日に占有許可を受けテニスコートを設置して以来、本市のスポーツ施設のひとつとして位置づけており、地域住民のスポーツ活動の場としてテニスプレーヤー等に利用されている。 - 平成 22 年 4 月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、市民団体とともに‘環境と共生するまち・あまがさき’を育てる人づくりを進める中で、市民団体による魚とりや清掃活動などの取組が行われている。			

番号	01012	占用目的	猪名川河川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	----------	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 猪名川河川敷公園テニスコートの南東に位置する猪名川公園内に有料のテニスコートがある。		
	(必要性) 猪名川河川敷公園テニスコートは無料ということもあり、気軽にテニスを楽しむことができる貴重な場として市民に認知されているほか、スポーツを通じて市民の健康増進・余暇の充実に寄与している。		
管理状況	(施設管理) ・ 1年間に行う雑草の除草について、占用区域・管理区域ともに4回行っている。 ・ 移動式トイレの清掃について、一週間に3回行っている。		
	(不法占用) ・ 野球用ネット、ポール等の不法占有物がある。		
	(維持管理計画)		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・ テニスコートは、市内在住者を対象に電話受付で使用の予約を行っている。 ・ テニスコートは、土日祝日は、ほぼ終日利用されている。 ・ テニスコート利用者数は、各年度通じてある程度一定であることから、市民のスポーツに対する関心が高まっていること、地域住民間にテニスコートの存在が浸透していることが伺える。 ・ 公園全体の利用状況は、堤防に自動車道が整備されており、ウォーキング等で公園を利用する人が少ない。		
	(駐車場) なし		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取組み	(環境への配慮) 毎年、占用区域、管理区域において雑草の除草作業を実施している。テニスコート等の公園施設を設置している箇所以外は全体的に多種の雑草が園内に広がっている。		
	(環境意識の啓発) 猪名川、藻川周辺地域の「豊かな自然環境」、「うるおいのある水辺空間」、「のどかな田園風景」、「まちの価値・伝統・歴史」を守り活用するための考え方を示した「自然と文化の森構想」を平成13年に制定した。また、平成14年に設立された「自然と文化の森協会」が学校・団体向けに環境学習プログラムを提供しているほか、猪名川キッズクラブの観察会や水辺祭りなどのイベントを開催している。また、平成22年4月より、あまがさき環境オープンカレッジを開校し、猪名川・藻川をフィールドに活動している各種団体間の連携、交流や情報発信の場を提供している。		
安全への配 慮	移動式トイレについて、軍行橋水位が一定水位に上昇すると撤去の準備態勢、撤去作業に入ることとしている。また、年一回、撤去作業の訓練を実施している。		

番号	01012	占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	--------------	------	-----	----	--

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占 用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の 内容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01012	占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	--------------	------	-----	----	--

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は猪名川下流部に位置し、低水路には砂州が発達する。砂州には一年生草本の群落が見られる。 ・河岸にはセイタカアワダチソウ群落やセイタカヨシ群落が分布する。 ・鳥類では、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地でシジミチョウ類、シロチョウ類、テントウムシ類等が見られる。また、水辺ではコフキトンボ、セスジイトトンボやアオモンイトトンボ、ギンヤンマ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類では、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼが確認されている。 ・底生生物はモノアラガイ、ヨコミズドロムシなどが確認されている。 ・重要種として鳥類はハヤブサ、チョウゲンボウ、イカルチドリ、オオヨシキリ、昆虫類はシルビアシジミ、アキアカネ、ナツアカネが確認されている。また、水域には、魚類はゲンゴロウブナ、アブラハヤ、カマツカ、ナミスジシマドジョウ、ギギなど、底生動物はアキアカネ、モノアラガイ、ヨコミズドロムシなどが確認されている。
自然環境上重要な場所		・占用地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・水辺はワンド、細流が見られ、ウキゴリ、ミナミメダカ、アブラハヤといった重要な魚類の生息環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離: 約 5～50m。 ・左岸は護岸で整備され、前面は滞筋が固定化されている。 ・右岸は護岸で整備されているが前面は砂州が発達し、一年生草本の群落が広がる。護岸際にワンド環境が見られる
	水面との 高低差	・約 2.6m

番号	01012	占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k-50m～4.8k-80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	--------------	------	-----	----	--

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01012	占用目的	猪名川河 川敷公園	許可受者	尼崎市	場所	猪名川左岸 4.4k+50m～4.8k+80m 猪名川右岸 4.0k+55m～4.4k+60m
----	-------	------	--------------	------	-----	----	--

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



① 右岸上流側全景



②左岸下流側全景



③利用者による占用範囲外の不法物件



④環境啓発ポスター掲示状況(移動式トイレ内)



⑤利用者による占用範囲外の不法物件



⑥利用注意看板

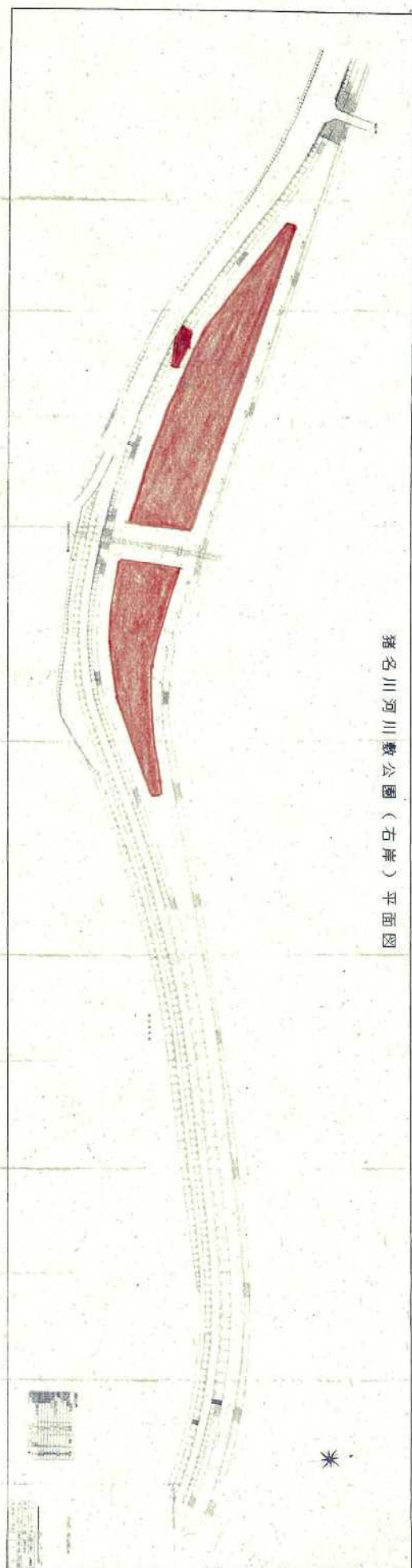


⑦右岸側の低水河岸部の状況

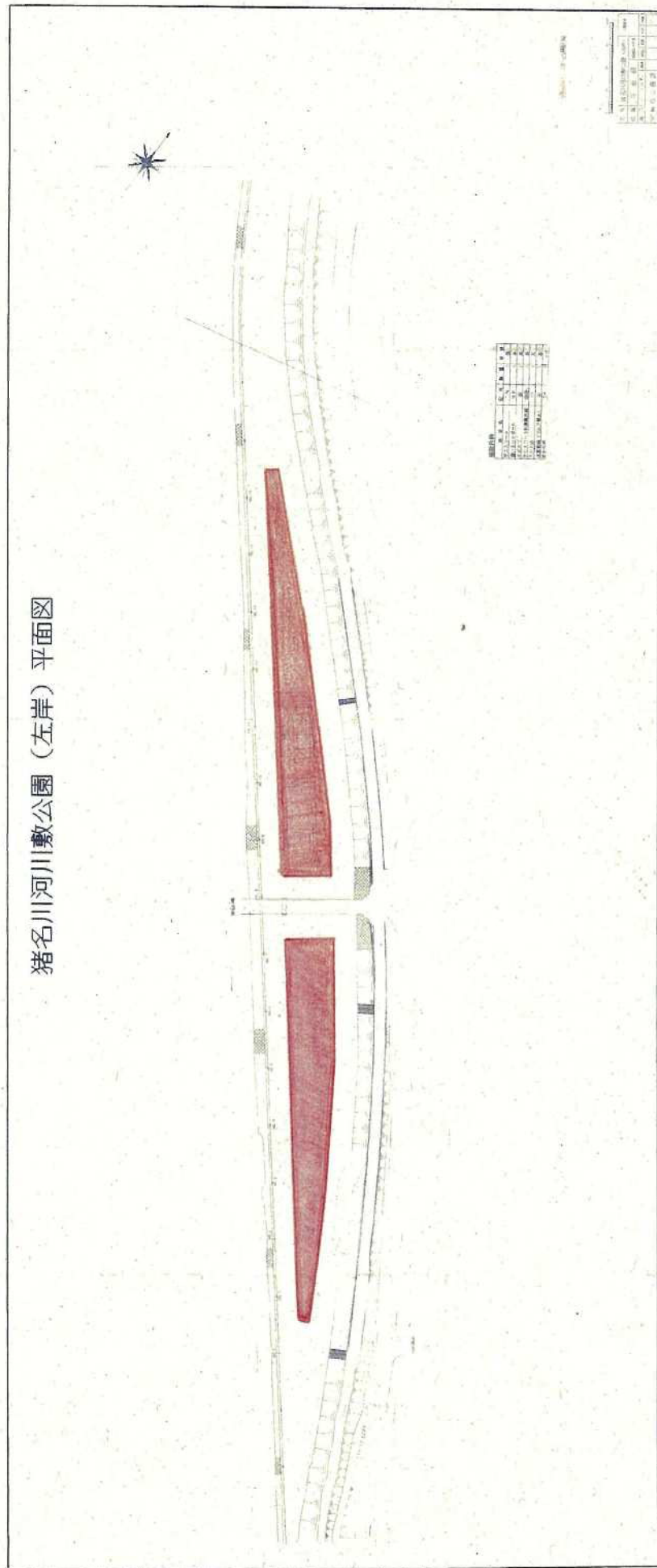


⑧左岸側の低水河岸部の状況

猪名川河川敷公園（右岸）平面図



猪名川河川敷公園（左岸）平面図



河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	多様な品種の植生、生物が生息している	△	生物多様性の保全に関する取り組みはなされていない	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	園路や公園施設などの設置により植栽がない場所もある	△	テニスコートや園路等連続性が確保されていない箇所がある	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない －：該当する工作物がない	×		×	テニスコート等生物多様性に配慮された構造にはなっていない	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発 対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	移動式便所の壁に啓発ポスターを設置している	○	移動式トイレ内に環境啓発のポスターが掲示されている	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	市民団体と協働であまがさき環境カレッジを開校している	○	あまがさき環境カレッジ等、河川愛護の取り組みがなされている	

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	○	公園を利用しながら自然観察ができる	△	川と触れ合う施設ではないが、自然観察等はできる	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	△	テニスコート利用者は把握している	△	利用者の概数を把握している	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	テニスコート利用ルールや公園での禁止事項を定めている	○	禁止事項やテニスコート利用ルールが定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	○	注意看板を設置している	○	注意看板が設置されている	
公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか		○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	全域自由使用の公園として供用している(テニスコートは申込制)	△	テニスコートは申込制、それ以外は自由使用の公園となっているが、グラウンドの利用実態は不明	
	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-	駐車場なし	-	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-	駐車場の設置要望なし	-	駐車場の計画はない	
川の利用と責任 C								

■河川保全利用チェックリスト（猪名川河川敷公園）／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	保護育成を業務委託している	○	公園保護育成業務委託で移動式トイレの給水や草刈り等が定められている	
		施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	保護育成に関して年間工程表を作成している	○	公園保護育成業務委託で作業の年間工程計画が定められている	
	不法占用 不法占有 対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物を管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	×	河川管理者と協力して指導を行っている不法占有物件がある	×	不法占有物件(ネット等)がある また、占有範囲外に公園利用者による不法占有物件(コンテナ)がある	

取組状況報告書 猪名川河川敷公園(尼崎市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2年度第1回)	許可時の市の回答 (R2年11月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	占有区域外ではあるが公園使用者が不法に設置している倉庫、堤防を損傷させている階段については、河川管理者と協力して使用者に厳重に指導されたい。	使用している各団体の代表者に対して、10月1日と10月6日に、河川管理者および市で指導を行った。なお、10月5日に市が状況確認を行ったところ、階段は撤去されていた。倉庫については、今後も定期的に状況確認を行い、河川管理者と協力して指導を行っていく。	その後も、現場付近を巡視の際に、状況確認を行っている際、高水敷での用具放置や堤防の損傷などの状況の悪化はない。しかし、倉庫の撤去には至っていない。		
2	刈草については適切に処理されたい。	市の委託業者については適切に処分していることが確認できた。委託業者には引き続き適切な処分を実施させるとともに、刈草の放置については、定期的な現地確認を行い、原因者の特定及び指導を行っていく。	市の委託業者については、刈草の適切な処分を実施させている。		

番号	更新時委員会の意見 (R2年度第1回)	許可時の市の回答 (R2年11月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
3	野球用具を固定する金具やポール等の放置については、前回から改善されておらず、使用者に指導されたい。	使用している各団体の代表者に対して、10月1日と10月6日に、河川管理者および市で指導を行った。今後も定期的に状況確認を行い、河川管理者と協力して指導を行っていく。	その後も、現場付近を巡視の際に、状況確認を行っており、高水敷での用具放置がないことは確認している。しかし、固定金具等の撤去には至っていない。		
4	植生管理はチガヤ群落の部分的な導入等により、草原の質を向上させる努力をされたい。	チガヤは公園の供用範囲外(低水側)に植生しているため除草は行わず、特別な維持管理も行わない。	自生しているものから採取した種を部分的に播種し、経過観察する予定である。		

個別占用案件のカルテ（中間報告）

④ 猪名川河川敷緑地 （伊丹市）

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m~6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図			現況写真	 北側(6/30 撮影)	 南側(6/30 撮影)
現在の 利用形態	園路・植栽等				
占有面積	17,038.75 m ²		付帯施設 等	擬石縁石 2,095m、雑石積縁石 953m 園路舗装 3,485 m ² 、坂路 1 箇所、可搬式ベン チ 17 基、低木 2,464 本	
許可の 経緯	<当初許可> 平成 4 年 10 月 16 日 <前回更新許可> 令和 2 年 10 月 20 日 <許可期限> 令和 7 年 9 月 30 日		利用者数 ・ 団体数	R4.6.28 14:00 頃利用者 3 名程度 R4.6.29 10:00 頃利用者 2 名程度	
堤内地・ 堤外地	堤内地・ <u>堤外地</u>				
周辺の 土地利用の 状況	・占有区域は、猪名川河川敷緑地(都市緑地)として位置づけられている。 ・占有区域と河川側との間は張芝および低水護岸が整備されている。 ・上流側(北部)は神津運動広場として河川敷を占有しており、下流側(南部)は河川管理者による緑道が整備されている。また、神津大橋(市道 29 号線)が架かっており、伊丹市道路管理者が別途占有許可を受けているため、一部当占有区域が分断されている。 ・隣接する堤内地は、堤防をはさんで工業地域となっており、一部に神津小学校がある。				
関連諸計画 における占有 地の位置 付け	・総合計画では、「公園や緑地・水辺は、生活の中で安らぎや潤いを感じられる場であり、生物の生育や生息の場としても重要です」としている。 ・伊丹市生物多様性みどりの基本計画では、「猪名川は市民にとって貴重なうるおいのあるみどりのオープンスペースであり、生物の生息環境ともなっています。高水敷と堤防天端の一部は都市公園(都市緑地)として開設され、多くの市民に親しまれています」としている。 ・地域防災計画では、1 次避難所として位置づけている。				
その他 特記事項					

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	(代替性) 堤内地には類似施設はない。		
	(必要性) 整備当初のみどりのマスタープランに基づく都市緑地として位置づけ、市街地における公園面積の不足を補ってきた経緯がある。伊丹市は、山や海もなく、新たな公園整備も困難であることから、今後も引き続き、その必要性が高いと認識している。		
管理状況	(施設管理) ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。 ・毎年 4 回、占用者により芝刈り及び除草作業を行っている。 ・地域自治会の清掃活動啓発の一環として清掃道具の配布を行い、清掃活動を行っている。 ・毎年 1 回、植栽されている低木の剪定を実施している。		
	(不法占用) 無し		
	(維持管理計画) 一年を通して、定期的に清掃及び草刈りを行い、清潔に保つことに留意している。		
利用状況	(利用者・利用ルール) ・無料開放施設であることから詳細の利用人数は把握できていない。 ・隣接する神津大橋上流左岸堤防天端は、猪名川桜つつみ回廊モデル整備事業によりソメイヨシノが植栽されていることから桜の開花時期には多数の来園者で賑わう。 ・毎年 8 月に「いたみ花火大会」を実施(主催:伊丹市・いたみ花火大会実行委員会)。当区域は、仮設トイレ・救護所・大会副本部・消防副本部の設置個所となっている。		
	(駐車場) 無し		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
環境保全に 向けて申請 者の取り組 み	(環境への配慮) ・毎週 2 回、占用者により園内清掃作業を行っている。		
	(環境意識の啓発) ・毎年 11 月にポイ捨て追放キャンペーンを実施し、地域組織と連携して清掃活動を行い、環境美化の意識高揚に取り組んでいる。 ・河川の自然植生の管理に努めているところである。		
安全への配 慮	広場としての利用であり、施設利用者には安全対策などの特段の配慮は行っていない。		

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内容				
内容変更の必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変 更後における 環境保全に 向けて申請者 の取り組み				
その他 特記事項				

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		・当該占有地は藻川と猪名川の分派点に位置し、低水路には砂州は発達するため、ワンド や瀬・淵が複雑にみられる。 ・河岸には護岸が整備されているが、水際には一年生草本群落がみられる。またやや立地の高いところには、オギ群落がみられる。 ・鳥類は、河川敷草地では、ヒバリ、オオヨシキリ、カワラヒワ、スズメ等が確認されているほか、水辺や水域ではカワウやアマサギ等のサギ類、カルガモ、コチドリ、キアシシギ等が 確認されている。 ・昆虫類は、草地を主要な生息環境とした種が多く、河川敷草地ではヨコバイ類、カスミカ メムシ類、シジミチョウ類、ハナアブ類、テントウムシ類、ハバチ類が多く、特に秋季調査 時にはコオロギ類やバッタ類が多く確認されている。また、水辺ではセスジイトトンボやアオモンイトトンボ、シオカラトンボ等のトンボ類が確認されている。 ・魚類は、生活型別には純淡水魚が多いが、通し回遊魚のアユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼも確認されている。 ・底生生物は、ユスリカ、ヒメトビイロカゲロウなどが優先している。 ・重要種として植物は中洲にカワデシャヤゴキヅル、鳥類はイソシギ、イカルチドリ、コチドリ、オオヨシキリ、昆虫類はシルビアシジミ、キアシハナダカバチモドキが確認されている。また、水域には、魚類はニホンウナギ、ミナミメダカ、コウライモロコ、アユ、ウキゴリ、ゴクラクハゼ、底生動物はテナガエビ、ヨコミゾドロムシが確認されている。
自然環境上重要な場所		・占用地周辺に分布する堤防から高水敷の草地は、シルビアシジミの重要な生息地になっている。 ・低水路の砂州は、イソシギ、コチドリ、イカルチドリといったシギ・チドリ類の重要な生息地となっている。 ・本流の砂礫底ではアユやコウライモロコ、ドンコの、水辺のワンドや細流はミナミメダカ、コウライモロコの生息環境として重要である
水際の 状況	水域までの 距離	・水域までの距離: 約 5～50m ・護岸が整備され、河道内は自然裸地や一年生草本が広がっている。 ・水際はオギ群落や一年生草本群落、自然裸地が広がっている
	水面との 高低差	・約 2.6m

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見

(委員会作成)

6. 河川管理者の判断

(河川管理者)

番号	01020	占用目的	公園	許可受者	伊丹市	場所	左岸 5.6k-80m～6.0k-54m
----	-------	------	----	------	-----	----	----------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成)



①上流側全景



②下流側全景



③隣接する桜つつみ内にある注意看板



④隣接する桜つつみ内にある注意看板



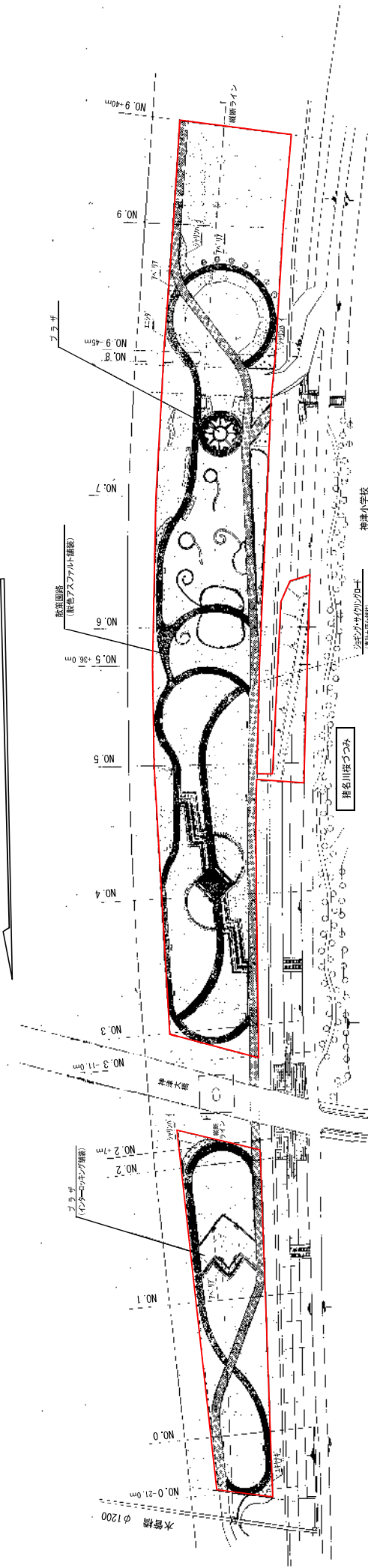
⑤低水河岸部の状況(上流側)



⑥低水河岸部の状況(下流側)

平面図 S=1:1400 (A3)

猪名川



真砂土硬化舗装 広さ 低 木
 真砂土硬化舗装 広さ 中 木
 真砂土硬化舗装 広さ 高 木
 真砂土硬化舗装 広さ 低 木
 真砂土硬化舗装 広さ 中 木
 真砂土硬化舗装 広さ 高 木

占用区域

<占用区域>	
縁石工	2,035 m
縁石	933 m
縁石・サイクリングロード	1,411 m
真砂土硬化舗装	1,845 m
真砂土硬化舗装	229 m
真砂土硬化舗装	17 m
真砂土硬化舗装	2,464 m
真砂土硬化舗装	1ヶ所
真砂土硬化舗装	W=2.0 L=66.0
真砂土硬化舗装	坂路
<維持管理区域>	
芝生工	4,741.3 m

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	施設周辺の生物多様性が保全されているか	○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	○	草地広場であり、河川の自然環境をそのまま保全されている。	△	チガヤ群落導入等が試験的に取り組まれている状況にある	
	横断方向の連続性 A-2	施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか	○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	○	草地広場であり、横断方向の生態系の連続性は確保されている。	△	園路舗装部等必ずしも連続性は確保されていない	
	工作物への配慮 A-3	舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか	○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない －：該当する工作物がない	○	草地広場に舗装路が存在するが、幅員3m、粗粒度アスファルトを使用している。	△	園路の舗装についてにはさらなる工夫の余地がある	
環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	隣接する桜つづみに啓発看板を設置し、利用者に啓発を行っている。	△	不法投棄禁止等注意看板が隣接する桜つづみ内に設置されている	
	河川愛護活動 B-2	環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか	○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	○	河川高水敷の草地広場として、自然環境保全に取り組んでいる。	△	具体的な河川愛護の取り組み内容が不明	

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の利用と責任 C	利用形態	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か	○:川とふれあう施設である △:どちらともいえない ×:川とふれあう施設ではない	×	河川の高水敷の草地である。	△	川と触れ合う施設ではないが、低水護岸へはアプローチできる	
	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか	○:把握している △:ある程度の推定はできる ×:把握していない	×	自由利用であり、把握はしていない。	×	利用者数の把握はされていない	
	利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか	○:定めている △:定めているが不十分 ×:定めていない	○	バーベキュー禁止・不法投棄禁止の為、注意看板を設置している。	○	バーベキュー禁止・不法投棄禁止等のルールは定められている	
	利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか	○:明示している △:一部明示している ×:明示していない	△	適宜、注意看板を設置している。	△	不法投棄禁止等注意看板は隣接する桜づつみに設置されている	
	公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の利用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか	○:排他・独占的な利用はない △:どちらともいえない、不明 ×:排他・独占的な利用がある	○	独占的な利用はない。	○	独占的な利用はされていない	
駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか	○:十分配慮している △:配慮しているが不十分 ×:配慮が全く不足している、無配慮 一:駐車場はない	-	駐車場はない。	-	駐車場はない	
	設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか	○:十分検討している △:検討しているが不十分、現在検討中 ×:検討が全く不足している、未検討 一:設置の要望や計画がない	-	駐車場の計画がない。	-	駐車場の計画はない	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の維持管理 D	施設管理	施設の管理体制を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○：整備されている △：一部整備、整備途上 ×：整備されていない	○	現地に事務所等ないが、定期的なパトロールや利用者通報等で速やかに対応する体制をとっている	○	巡回が定期的に行われ、通報等にも対応する体制がとられている	
		施設の管理計画は適正であるか	○：適正である △：一部改正の余地がある、改正中 ×：適正とはいえない、計画がない	○	除草作業を4回/年実施している 例年4回(5月、7月、8月、10月) R4年4回(5月、7月、8月、10月)	○	除草作業が年4回、清掃作業が週2回実施されている	
	不法占有対策 D-3	利用者などが許可なく用具収納コンテナなどの不法占有物件を持ち込まないよう、適正に管理しているか	○：適正管理されている ×：不法占有の実態がある	○	現在、不法占有物件はない。	○	不法占有物件はない	

取組状況報告書 猪名川河川敷緑地(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R2年度第1回)	許可時の市の回答 (R2年10月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	植生管理はチガヤ群落の部分的な導入等により、草原の質を向上させる努力をされた い。	猪名川に自生しているチガヤ群落から種を採取し、播種を行い、群落となるよう経過観察を行う。	継続してチガヤの播種を行い、群落となるよう経過観察を行っている。		

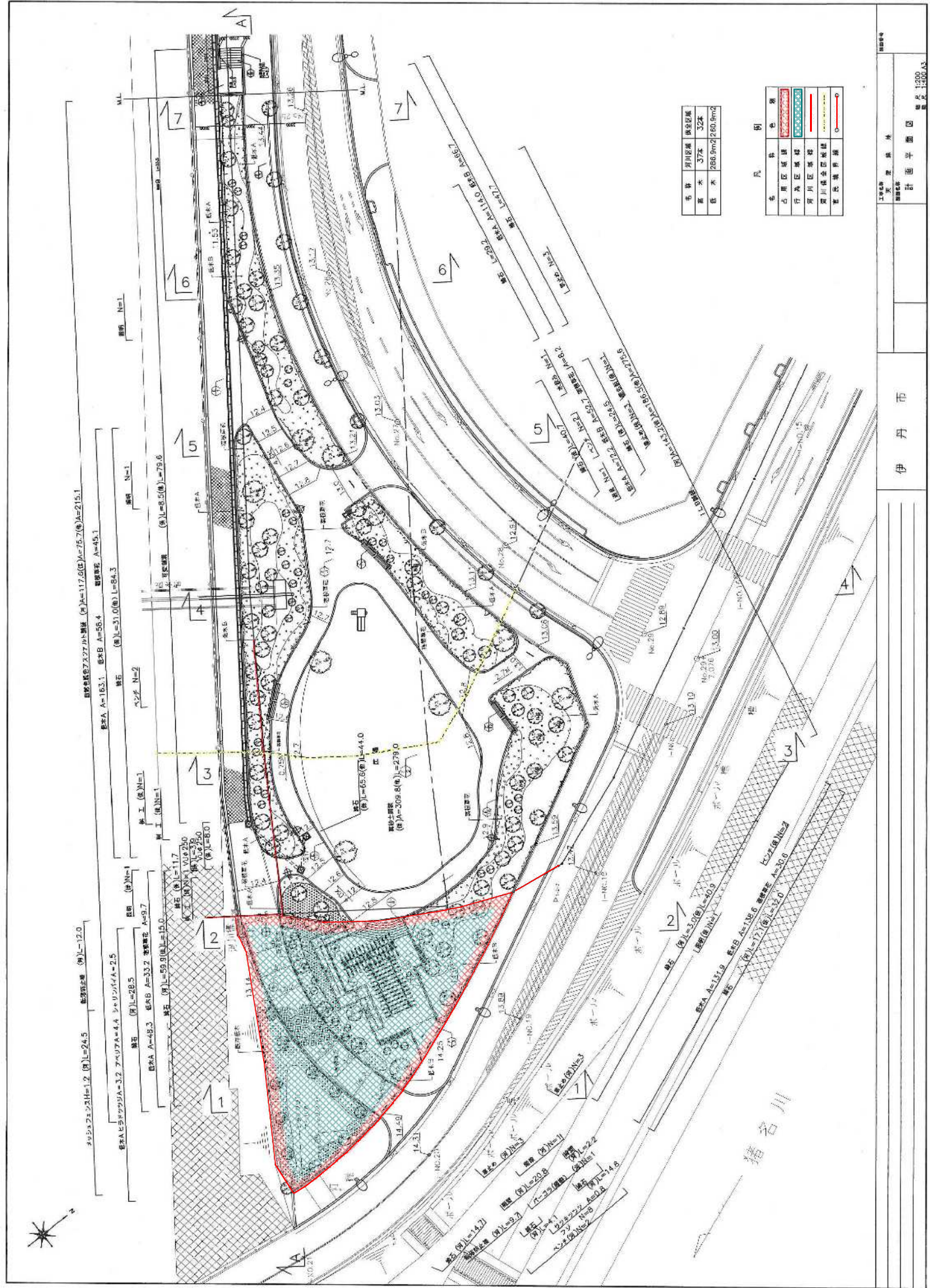
個別占用案件のカルテ（中間報告）

⑤ 天津緑地 （伊丹市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	天津緑地	【令和元年度第1回委員会意見】 ① 公園は全体的に適切な管理がされている。 ② ランタナについては継続的に管理をすること。 【更新時点での伊丹市回等】 ① 今後も引き続き、適切に維持管理に努める。 ② ランタナについては撤去を行い、継続的に管理していく。	
2.今回申請種別	中間報告		
3.概要	距離標位置：猪名川右岸 6.0k-135m~6.0k-90m 目的：公園 占有面積：646.70 m ² 工 作 物：緑石、フェンス、転落防止柵、ベンチ等		
4.許可の経緯	＜当 初 許 可＞ 平成13年12月 7日 ＜前回更新許可＞ 令和 元年10月 8日 ＜許 可 期 限＞ 令和 6年10月31日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	7.保全利用 委員会による 参考意見	・ 令和元年度委員会の指摘事項に対する伊丹市の報告を受け、更新を許可した。
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

＜補足＞・A4横書き1枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者が河川管理者作成、6.は河川管理者作成
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる
・事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



現況写真



①全景



②全景



③公園内の状況



④公園内の状況



⑤注意看板の状況

取組状況報告書 天津広場(伊丹市) 【中間報告時】

【前回審議された時の意見】

番号	更新時委員会の意見 (R1 年度第1回)	許可時の市の回答 (R1 年10月許可)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園は全体的に適切な管理がされている。	今後も引き続き、適切に維持管理に努める。	今後も引き続き、適切に維持管理に努める。		
2	ランタナについては継続的に管理をすること。	ランタナについては撤去を行い、継続的に管理していく。	今後も引き続き、適切に維持管理に努める。		